

インターネットによる求人情報掲載申請書

	内容
募集者	さいたま市 保健福祉局 福祉部 生活福祉課
募集職種	生活困窮者相談支援員
職務内容	(1) 生活困窮者自立支援制度に基づく相談に関すること (2) 生活困窮者自立支援制度の説明及び、必要な助言に関すること (3) 生活困窮者自立支援制度に関する申請手続きに係る事務処理に関すること (4) その他、福祉課長の指示した事項に関すること
勤務時間・曜日等	午前9時から午後5時まで（休憩時間60分） 週4日（月曜日から金曜日までの範囲内で、所属長が定めます。）
応募資格（社会福祉士は必須としてください）	次の(1)、(2)の全ての要件を満たす人 (1) 次のいずれかの要件に該当する人 ア 社会福祉士 イ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援業務の経験がある人 ウ 社会福祉の相談業務の経験がある人 (2) 次のいずれにも該当しない人 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
必要経験年数	なし
採用時期	令和2年10月1日から令和3年3月31日 再度の任用予定はありません
給与	① 時給 1,209円（翌月払いとなります） ② 費用弁償（通勤手当相当分）あり ③ 期末手当あり ④ 雇用保険有・災害補償条例適用
必要書類	履歴書（生活困窮者相談支援員） ・さいたま市ホームページからダウンロードできます。 (https://www.city.saitama.jp/006/001/001/003/p074687.html) 【トップページ→市政情報→募集→職員採用→非常勤職員の募集→生活困窮者相談支援員募集（会計年度任用職員）】
応募方法・書類提出先	さいたま市10区役所の内、希望勤務地第1順位の区役所健康福祉部福祉課まで直接持参するか、郵送してください。

応募締切日	令和2年8月4日（火）から令和2年8月17日（月）まで 郵送の場合は17日（水）必着 受付時間は、8時30分から17時。土・日・祝日を除きます。
問合先（郵便番号、住所、FAX、TEL、メール等）	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所2階 生活福祉課 電 話 048-829-1844 FAX 048-829-1961
担当名	さいたま市 保健福祉局 福祉部 生活福祉課 管理係 大谷
その他（上記以外で掲載した情報等）	勤務場所はさいたま市10区役所健康福祉部福祉課のいずれかになります。 詳細につきましては、さいたま市のHPをご確認ください。 (https://www.city.saitama.jp/006/001/001/003/p074687.html)